

第 1 章

(目的)

第 1 条 この認定心エコー図専門医制度は、一般社団法人日本心エコー図学会（以下「本会」）が、心エコー図検査を適切に実施し、検査を正しく読影し、さらに検査技師を教育することのできる循環器医を専門医として認定し、医療者の臨床レベルを向上させ、ひいては国民の福祉に貢献することを目的とする。

(名称と資格)

第 2 条 前条において認定する専門医を一般社団法人日本心エコー図学会認定心エコー図専門医（英語名：Board Certified Member of the Japanese Society of Echocardiography）（以下「心エコー図専門医」）という。

(運営)

第 3 条 この資格制度の維持と運営は、本会専門医制度委員会があたる。委員会の下部に必要に応じて、試験に関する部会、認定に関する部会、資格更新に関する部会等を設置する。

(認定)

第 4 条 理事長は本会が実施する認定試験に合格し、本委員会が適格と判定した者に対して、理事会の承認を経て心エコー図専門医と認定し、認定証を交付する。

第 2 章

(受験資格)

第 5 条 心エコー図専門医の認定試験を受験する者は、申請時において次の各項の条件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 受験申請時、日本心エコー図学会会員であること
- (2) 受験申請時、日本循環器学会専門医資格または日本小児循環器学会専門医資格を有すること
- (3) 症例報告、臨床研究、心エコー図学に通じる基礎研究についての実績を有すること。詳細は一般社団法人日本心エコー図学会認定心エコー図専門医制度に関する内規に定める。

第 3 章 資格更新

(心エコー図専門医の資格更新)

第 6 条 心エコー図専門医は、認定を受けた年から 5 年ごとに取得単位数に基づいた更新を行い、10 年ごとに試験による更新を行う。更新に際し年齢制限は設けない。資格更新に関しては、更新審査実施要項に定める。

第 7 条 海外留学、長期療養、産休育休・介護等の特別な事情により更新に必要な要件が満たない場合は、専門医制度委員会の審査により、資格更新を猶予することがある。更新猶予の適用をうけるものは、資格更新審査申請要項に記載されている手順に従って、定められた期日までに資格更新猶予申請書を提出し、更新猶予手数料を納付する。

2 猶予の期間中は心エコー図専門医を呼称することはできない。

(心エコー図専門医の資格喪失)

第 8 条 心エコー図専門医は、次の各項の事由によりその資格を喪失する。

- (1) 心エコー図専門医資格取得または資格更新後、申請書類に故意の改ざんや不正が判明したとき
- (2) 正当な理由を付して心エコー図専門医の資格を辞退したとき
- (3) 会員の資格を喪失したとき
- (4) 日本循環器学会専門医資格または日本小児循環器学会専門医資格を喪失したとき
- (5) 規定された期間を過ぎても資格更新手続きを完了できなかつたとき

(取り消し)

第 9 条 理事長は、心エコー図専門医としてふさわしくない行為があつた者に対して、倫理委員会及び理事会の決議を経て心エコー図専門医の資格を取り消すことができる。

(研修施設)

第 10 条 本会は、心エコー図専門医を目指す者の臨床研修のために、研修施設を指定し、研修の実施を依頼する。研修施設の指定に関しては、心エコー図専門医研修施設指定に関する内規に定める。

第 4 章

(暫定専門医)

第 11 条 制度の開始にあたり過渡期の専門医試験の円滑な運営を図るため暫定専門医を認定する。暫定措置として第 5 条の 1) 2) 3) を満たす日本心エコー図学会理事、監事、代議員、名誉会員、功労会員および 2014 年 6 月 1 日以降に理事、監事、代議員を経験し以後も継続的に日本心エコー図学会会員である者のうち専門医を希望し、学会が定める資格を満たした会員を申請により暫定専門医とする。暫定専門医は専門医認定試験運営、その他専門医育成のための業務への協力を必須とする。暫定専門医は 5 年の経過を経て所定の手続きの後に本制度による認定専門医とする。

第 5 章 補足

(改廃)

第 12 条 この規約の改廃は、理事会の承認を受けなければならない。

この規約は、令和元年5月22日より施行

改定 令和1年12月21日

改定 令和3年4月23日